

和解について（港湾局関係）

賃料減額請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 前田産業株式会社 被告 大 阪 市 2 大阪地方裁判所 平成26年（ワ）第4168号 賃料減額請求事件	本市は、原告に対し貸し付けていた港区石田3丁目1番6の市有地（面積3,634.97平方メートル。以下「本件土地1」という。）、同区同3丁目1番7の市有地の一部（面積1,629.12平方メートル。以下「本件土地2」という。）、同区同3丁目1番7の市有地のうち本件土地2を除いた部分（面積2,302.02平方メートル。以下「本件土地3」という。）並びに同区同2丁目3番3及び3番4の市有地の一部（面積6,393.17平方メートル。以下「本件土地4」という。）に係る平成26年4月1日以後の各年度の賃料について、本件土地1にあつては、金11,559,204円に据え置くこととし、本件土地2、本件土地3及び本件土地4にあつては、それぞれ金7,291,940円、金10,580,082円及び金25,700,542円に変更することとした。これに対し、原告は、本市に対し、本件土地1、本件土地2、本件土地3及び本件土地4に係る平成26年4月1日以後の各年度の賃料について、それぞれ金6,935,522円、金4,375,164円、金6,348,049円及び金15,420,325円に減額することを求めて訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの

第2 和解の要旨

- 1 本市及び原告は、本件土地1、本件土地2及び本件土地3に係る平成26年4月1日以後の各年度の賃料について、それぞれ金11,559,204円、金5,825,732円及び金

- 8,232,022円とする旨合意する。
- 2 本市及び原告は、本件土地4に係る平成26年4月1日から和解成立の日までの各年度の賃料について、金23,168,848円とする旨合意する。
  - 3 本市及び原告は、和解成立の日以後の本件土地4に係る土地賃貸借契約について、所在地を港区石田2丁目3番2内、3番3及び3番4内に、賃貸面積を6,415.16平方メートルに、賃料を金23,248,538円に、契約保証金を金11,625,000円にそれぞれ変更する旨合意する。
  - 4 本市及び原告は、本件土地4上に原告が所有する構築物の一部が隣接する市有地に越境していたこと（以下「本件越境」という。）を確認する。
  - 5 本市及び原告は、急激な経済状況の変動等の特段の事情が生じない限り、第1項及び第3項で合意した賃料について、和解成立の日から5年間、互いに増額又は減額を請求しないものとする。
  - 6 本市は、原告に対し、本件越境に係る賃料相当損害金の請求を行わない。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

賃料減額請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。